

	行程	食事条件
1日目	ゲストハウス架け橋 20:00集合 (陸前階上駅から徒歩10分、高速バス階上公民館前から徒歩5分) 地元の若者から聞く、震災当時の語り部 〈夕食〉気仙沼が大好きすぎて移住したアメリカ人がつくる気仙沼名物メカジキカレー！	夜：○ 宿泊先：ゲストハウス架け橋
2日目	震災の経験から子どもたちの「生きる力」を育てる活動をしているはまわらすの元気で明るいメンバーと一緒に。 自分が地震にあったら？当時の話を聞きながら薪割り火起こし体験 〈昼食〉飯盒で炊いたごはんとおったかいスープ、とれたての海産物を自分で調理してみよう！ 〈夕食〉喋り出したらとまらない！地元の元気なおばあちゃんを作るほっこり手料理	朝：× 昼：○ 夜：○ 宿泊先：ゲストハウス架け橋 コンビニ 徒歩2分
3日目	港町まちあるき・食べあるき 防潮堤、かさ上げ工事。復興の現場を歩いてみよう なぜこの街へ？被災地へ移住・Uターンしてきた若者に聞く気仙沼のこと 〈昼食〉気仙沼内湾にて自由食（各自負担） 〈夕食〉架け橋にあるどんぶりの白米にあうおかずを求めて！1人1000円で集める気仙沼のおかず	朝：× 昼：× 夜：○ 宿泊先：ゲストハウス架け橋
4日目	9:00 架け橋解散 (オプション ワカメボランティア 13:00解散 ※荒天候時中止の可能性あり)	朝：×

【主な交通手段】

<行き>
 東京駅(新幹線) →
 バスタ新宿(長距離バス) → } 仙台バス乗り場(ミヤコーバス) 17:10 発 →階上公民館前 19:38 着 →架け橋(徒歩5分)
 仙台空港(電車 約30分) → }
 池袋(夜行バス「けせんライナー」) 23:00 → 気仙沼市役所前 6:07 着
 <帰り>
 架け橋(徒歩10分)→陸前階上駅(JR気仙沼線) →松島、平泉、仙台などを観光後に帰路

架け橋(徒歩5分)→階上公民館前(ミヤコーバス)10:04,15:54 発 → 仙台駅前 12:36,18:26 着 }
 バスタ新宿(長距離バス)
 仙台空港(電車 約30分)
 東京駅(新幹線)

【ゲストハウス架け橋とは?】震災後、お金のない学生ボランティアさんが少しでも長く滞在して被災地のためにボランティアできるように、地域の方から空き家を借りたところからゲストハウス架け橋は始まりました。築50年の古民家を地域の人や全国のボランティアさん等みんなで改修して作った小さな宿です。ホテルのような快適さや便利さはありませんが、それ以上に満足できる人との交流や楽しさがあります。移住してきた20代のスタッフ3名とインターン生がツアーを担当させていただきます。都会に住んでいた私たちがなぜこの地に移住してきたのか、その辺りの話もゆっくりできればと思っています。昼間は、被災地のお母さんと子どもが集うカフェ(※)としても使われています。詳細はコチラをご覧ください。 <http://www.kakehashi0311.com>
 ※本企画の売上の一部は、絵本カフェを通して被災したお母さんの雇用支援に使われます。

【応募方法】

右のQRコードを読み込み、もしくは、応募フォーム「<https://goo.gl/ELdzjS>」よりお申込みください。

【詳細】
 右記の本企画特設サイトにアクセスしてご覧ください。 <https://www.kakehashi0311.com/tokitabi2>



【旅行条件】

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。このご旅行は(株)まるく(以下「当社」)が企画・実施するものです。この旅行条件は当パンフレットに記載されています。この条件のほか標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

<1.旅行のお申し込み及び契約成立>

①当社所定のお申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金(お一人様につき)を添えてお申し込みいただけます。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」の一部として取扱います。②当社は、電話・郵便・ファクシミリによる予約の申し込みを受け付けします。この際、ご予約の時点では契約は成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(当社の定める期間内)にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。③企画旅行契約は、当社が旅行の締結を承諾しお申込金を受理したときに成立するものとします。 <3.旅行代金に含まれるもの>

<2.旅行代金のお支払い>

①旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にある日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費、食事代及び消費税等諸税を含んでいます。なお上記の経費はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。 <4.取消料>

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合に旅行代金に対してお一人様につき下記の表の利率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人員の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

旅行代金の額	申込金(お一人様)
5,000円未満	全額
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上 100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日	①21日目にあたる日以前の解除(日曜日旅行にあっては11日目) 無料
前日から起算してさかのぼって	②20日目にあたる日以降の解除(日曜日旅行にあっては10日目) 旅行代金の20%
	③7日目にあたる日以降の解除(④~⑥を除く) 旅行代金の30%
	④旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
	⑤旅行開始日当日の解除(⑥を除く) 旅行代金の50%
	⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

ただし宿泊のみのコース及び各コースに明記がある場合は下記の表の取消料となります。	取消料
旅行開始日の前日	①6日目にあたる日以前の解除 無料
前日から起算してさかのぼって	②5日目にあたる日以降の解除(③~⑥を除く) 取消人員14名以下の場合 無料 取消人員15名以上の場合 旅行代金の20%
	③3日目にあたる日以降の解除(④~⑤を除く) 旅行代金の20%
	④当日の解除(⑤を除く) 旅行代金の50%
	⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

【個人情報の取扱いについて必ずお読みください】

(1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当社及び当社提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。 <旅行代金の変更> 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。 <旅行契約内容の変更> 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当該の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。 <お客様による旅行契約の解除> お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。 <当社による旅行契約の解除> 旅行開始前・お客様が第4項に規定する期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第11項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。 <当社の責任及び免責事項> 当社は、旅行契約の履行にあって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、特別保証は当社が前項に基づき当社の責任が生じたか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規程により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定められた補償金及び見舞金を支払います。当社が前項の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。 <お客様ご自身の責任> お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。 <特別保証> 本項の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(1)に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。 <その他> お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合にそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、これらの費用はお客様にご負担いただきます。 *ご集合時間は厳守してください。集合時間遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。 *土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。 *本項4の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一一帯が遅れ、タスクの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じた場合も当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。 ●この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご覧ください。 ●当社旅行業約款は標準旅行業約款に基づいています。 ●バス内は禁煙とさせていただきますのでご協力をお願いいたします。 旅行企画・実施株式会社 まるく 岩手県一関市赤荻字雲南 171-2 (岩手県知事登録旅行業第3-228号) 国内旅行業務取扱管理者 大竹 真 (一社) 全国旅行業協会正会員